

労働条件

使用者(店長などの雇い主)は、労働者が仕事を始める前に労働条件を明示することが義務付けられています。



賃金・労働時間・休日など、**働く上で重要な情報は書面でもらって保管しておきましょう。**

就業規則

10人以上の労働者がいる会社は必ず**就業規則を作成し、掲示、書面の交付などの方法で労働者に周知しなければなりません。**



- ① 労働時間、休憩時間、休日・休暇のこと
- ② 賃金に関すること(金額、計算の方法、支払日など)
- ③ 退職に関すること

※労働条件や会社のルールが記載されています。

知って
おこう!



労働時間・休憩時間



労働時間

原則

**1日8時間以内、1週40時間以内
(休憩時間を除く)**

※これを超えて働く場合は労使協定(三六協定)が必要です。また、超過勤務に対しては、割増賃金が支払われます。

※18歳未満の時間外・休日・深夜労働は禁止されています。

休憩時間

1日の労働時間によって途中に休憩が必要です。

- **6時間を超える⇒45分以上**
- **8時間を超える⇒60分以上**



川崎市では、労働相談を実施しています。詳細はホームページをご確認ください。

川崎市 労働相談窓口

検索

Q 決められたシフトの前後に、開店準備や後片付けをさせられています、その分の時給がもらえません...

A 法律上、使用者(店長などの雇い主)の指示などに従って行う仕事については、その分の時給がちゃんと支払われなければなりません。
ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」という計算のしかたは原則、法律違反です!

Q 「最初の月は研修中なので、バイト代は時給600円」と言われました。安すぎると思いますが、これって仕方のないことですか?

A 時給は最低賃金額以上でなければなりません!
バイト代などの賃金は、雇う人と働く人の間の契約によって決まりますが、都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。

こんな
ときは?

Q 18歳未満ですが、午後10時を超えても仕事をさせられます...

A 法律上、原則として18歳未満の方に午後10時から翌日午前5時までの深夜労働をさせることはできません。また、原則として時間外労働(法定労働時間を超えて残業をさせること)や休日労働(法定休日に労働させること)をさせることもできません。

Q アルバイトを辞めさせてもらえません...
「辞めるなら代わりを連れてこい」と言われます...

A アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。法律では、あらかじめ契約期間が定められていないときは、労働者は退職の申入れから2週間経てば辞めることができると定められています。また、従業員の確保は事業者の責任です。

Q 上司や同僚からパワハラ、セクハラを受けて困っています。

A セクハラ、パワハラにあっていと感じた場合は、セクハラ、パワハラに至る状況や相手の言動を記録して、会社の相談窓口や相談機関にできるだけ早く相談してください。



相談機関は裏面の一覧を参考にしてください

